

## がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による観光客の減少により大きな影響を受けている観光産業の支援と、それに伴う波及効果により地域経済を活性化させるため、宿泊料金等の割引及び市内の観光施設等で使える観光割引クーポン（以下「割引クーポン」という。）を配布する「がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン」（以下「応援割宿泊キャンペーン」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 飯田市から委託を受けた「飯田市観光プラットフォーム推進協議会事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 応援割宿泊キャンペーンは、宿泊料金及び市内の観光施設等で使用できる割引クーポンを配布することによる利用料金の低廉化事業とし、その利用料金の割引を行う事業者に対し、がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

(応援割宿泊キャンペーンで発行する割引クーポンの種類)

第4条 割引クーポンは、次の4種類を発行する。

- (1) 宿泊割引
- (2) 飲食施設等割引クーポン
- (3) ウェルカム給油チケット（以下「給油チケット」という。）
- (4) 日本一の焼肉のまち飯田割引クーポン（以下「焼肉割引クーポン」という。）

(対象事業者)

第5条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」として宣言書を店内・店頭に掲示している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一会社については取りまとめて申込することとする。

- (1) 令和2年7月1日において現に旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた事業者（以下「旅行会社」という。）であり、飯田市内に営業所を有し、飯田市内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められる者。
- (2) 令和2年7月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている飯田市内の施設及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている飯田市内の施設（以下「宿泊事業者」という。）であること。
- (3) 飲食施設等割引クーポンの対象事業者は、令和2年7月1日において現に飯田市内に施設又は事務所のある飲食店・焼肉店、土産物店、アクティビティ・体験施設又はタクシー事業者であり、主に観光客が利用する施設等（以下「割

引クーポン対象事業者」という。) であること。また飲食店・焼肉店においては、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)第52条第1項に規定する許可を受けている者。タクシー事業者においては、長野県タクシー協会下伊那支部に所属し、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けている者。アクティビティ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。ただし、土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。その他は別表に記載のとおりとする。

別表

対象となる施設種別	例示
飲食店・焼肉店	
飲食店・焼肉店	飲食店・焼肉店・料理店・喫茶店・和洋菓子店 居酒屋・BAR 等 (主として観光客の利用)
土産物店	
土産物店	土産物店・ドライブイン・伝統工芸品等の販売店 等
アクティビティ・体験施設	
工芸体験	水引・陶芸・紙すき・クラフト 等
織物体験	機織り・藤織り 等
乗り物体験	自転車・ボート 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドア・スポーツ体験	船下り・ラフティング・釣り堀・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ 等
果物狩り・観光農園	りんご狩り・いちご狩り・さくらんぼ狩り 等
博物館等	博物館・美術館 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
タクシー	
タクシー	長野県タクシー協会下伊那支部に所属するタクシー事業者 ただし、飯田市内に事業所のある事業者に限る

- (4) 給油チケットの対象事業者は、令和2年7月1日において現に長野県石油商業組合・長野県石油協同組合飯田支部に所属する飯田市内の給油所(以下「割引クーポン対象事業者」という。) であること。
- (5) 焼肉割引クーポンの対象事業者は、令和2年7月1日において現に食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)第52条第1項に規定する許可を受けている飯田市内の焼肉店(以下「割引クーポン対象事業者」という。) であること。

(支援金対象経費)

第6条 宿泊割引については、飯田市内に1泊以上する宿泊料金等が割り引かれるものであること。

2 割引クーポン対象経費は、割引クーポン対象事業者において飯田市内での飲食・焼肉、土産物の購入、アクティビティ・体験、タクシー乗車、ガソリン給油の料金が割り引かれるものであること。

3 宿泊事業者が企画した宿泊パッケージ商品(以下「宿泊業者提携プラン」という。)の割引対象経費は、飯田市内に1泊以上する旅行商品代金が割り引かれるものであること。

4 対象事業者は、応援割宿泊キャンペーンであることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。

5 第1項から第3項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

(1) 国、県及び飯田市が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの

(2) 国、県及び飯田市が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの

(3) 旅行(体験・飲食含む)催行の実現性が低いと判断されるもの

(4) その他、飯田市及び事務局が不相当と認めるもの

(宿泊割引の支援額)

第7条 宿泊割引の支援額は、1人1泊あたり宿泊費の半額とし、その上限額は5,000円とする。

(飲食施設等割引クーポンの額)

第8条 飲食施設等割引クーポンの額は、1,000円毎の利用に対し500円とし、上限2,500円割引までとする。

(給油チケットの額)

第9条 給油チケットの額は、飯田下伊那地域外からのマイカー利用者1台あたり1,500円とする。

(焼肉割引クーポンの額)

第10条 焼肉割引クーポンの額は、2,500円以上の利用に対し1,000円とする。

(宿泊業者提携プランの支援額)

第11条 宿泊業者提携プランの支援額は、12,000円以上の宿泊パッケージ商品に対し2,000円とする。

(宿泊割引の適用)

第12条 宿泊割引は、1回の宿泊に対して1人1回の適用とする。連泊した場合も1人1回だけの適用とする。

(割引クーポンの配布及び使用)

第13条 割引クーポンは、宿泊割引が適用される者に対して配布するものとする。

2 飲食施設等割引クーポンの配布は、宿泊1回あたり1人1セットとする。

3 焼肉割引クーポンの配布は、宿泊1回あたり1人1セットとする。

4 給油チケットの配布は、宿泊1回あたり1台1枚とする。

5 飲食施設等割引クーポンと焼肉割引クーポンは、併用して使用できるものとする。

(宿泊割引の支援金交付対象期間)

第14条 宿泊割引の対象期間は、令和2年8月1日（チェックイン）以降の宿泊分から令和3年2月28日（チェックアウト）までの宿泊分とする。

（割引クーポンの支援金交付対象期間）

第15条 割引クーポンの対象期間は、令和2年8月1日以降の使用分から令和3年2月28日までの使用分とする。

（対象事業者登録申込）

第16条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を別に定める日までに事務局へ提出するものとする。

区分	申請書類
旅行会社	・がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン対象事業者指定申込書（様式第1号の1（旅行会社用））
宿泊事業者	・がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン対象事業者指定申込書（様式第1号の2（宿泊事業者用））
割引クーポン対象事業者	・がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン対象事業者指定申込書（様式第1号の3（観光割引クーポン対象事業者用））

（対象事業者の指定の通知）

第17条 事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン 対象事業者登録完了通知書（様式第2号の1：旅行会社 様式第2号の2：宿泊事業者 様式第2号の3：割引クーポン対象事業者）により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン 対象事業者指定登録 不採択通知書（様式第2号の4）により通知する。

（取組の中止）

第18条 飯田市及び事務局は、支援金対象事業者登録完了通知後において、次の各号に掲げる事由により、取組を中止することができる。

- （1）対象事業者が第22条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- （2）新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合

2 事務局は、前項の事由により対象事業者に中止を求める場合は、がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン中止通知書（様式第3号）により通知する。

（実績報告）

第19条 対象事業者は、利用された割引クーポンを月ごと取りまとめ、翌月5日（休日等の場合は翌営業日）までに、がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン 実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出することとする。

- （1）がんばろう飯田！応援割宿泊キャンペーン実績書（様式第5号の1：旅行会社 様式第5号の2：宿泊事業者 様式第5号の3：割引クーポン対象事業者）
- （2）宿泊及び旅行実績が証明できる書類（旅行会社のみ：宿泊証明書、旅行引受書または申込書、旅行特別補償保険に関する書類等（任意様式））
- （3）利用済みクーポン（原本）（旅行会社、宿泊事業者、割引クーポン対象事業者）
- （4）その他飯田市及び事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第20条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書(様式第6号)を提出することとする。

(支援金の支払等)

第21条 前条の請求があった場合、事務局が対象事業者の実績報告書及び第19条第1号から第3号に掲げる書類を照合し、請求内容を確認のうえ、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第22条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 対象事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。

(3) 対象事業者のうち、旅行会社及び宿泊事業者は、「信州版 新たな旅のすゝめ」の安心旅人宣言カードを宿泊者及び旅行者から提示又は携行の申告を受けすること。

(4) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

(5) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(6) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を営んでいないこと。

(8) 飯田市暴力団排除条例(平成23年飯田市条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、飯田市が特別な理由があると認める者は、支援金の交付を受けることができる。

(状況報告及び調査)

第23条 飯田市及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求め、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第24条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、飯田市は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第25条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、飯田市は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、飯田市が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第26条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 割引クーポンは、転売してはならない。

(雑則)

第27条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、飯田市と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する